宮城県「避難計画 [原子力災害] 作成ガイドライン」の概要

1. 被害想定

自然災害(地震、津波等)を伴った複合災害又は単独災害(事故)

2. 避難対象人数

最大 21 万人**

※女川原子力発電所から 30km 圏内の女川町の全域及び石巻市、東松島市、登米市、南三陸町、涌谷町、美里町の一部に居住する住民

3. 避難先自治体

県内市町村

…ガイドラインの策定にあたり、県が各市町村に施設等の規模により人数の割り当てを調整した。 調整後の避難先は下表のとおり。

一直 (V)	
避難元自治体	避難先自治体
女川町	栗原市
石巻市	<u>仙台市</u> 、塩竃市、気仙沼市、白石市、角田市、多賀城市、登米市、栗原市、 大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、 丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
登米市	(登米市内の 30km 圏外に避難)
東松島市	仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町
涌谷町	(涌谷町内の 30km 圏外に避難)
美里町	(美里町内の 30km 圏外に避難)
南三陸町	登米市
合計	県内 31 市町村

4. 避難退域時検査の実施

- 避難者(PAZ からの避難者を除く)は、県が国及び防災関係機関等と連携しながら設置する退域 検査ポイントを経由し、避難退域時検査(放射性物質の付着状況の検査)を受け、基準値を超え る検査結果が得られた際には、除染等の措置を受けてから避難を継続する。
- 原則として UPZ の外側に設置する。(具体的な場所は未確定)

5. 避難所受付ステーション

- 避難先自治体内に設置し、到着した避難者を行政区画毎に避難所に振り分ける。
- 県又は避難元自治体から避難者受入れの要請を受けた段階で、基本的に避難先自治体が開設する。

6. 避難所の開設・運営

- 開設、避難者受入れ等の初期対応は避難先自治体で行う。
- 避難元自治体は、可能な限り速やかに避難所の運営を避難先自治体から引き継ぐ。